

混合入札	復興 J V 以外	該当	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
	復興 J V	該当なし	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第 3 項で規定する別に定めるものについて(平成 23 年 12 月 28 日付け 23 財第 1971 号通知(令和 2 年 1 月 6 日一部改正))における特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
資本関係又は人的関係		該当	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	鋼橋上部工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
格付等級	A	
許可業種	鋼構造物工事業	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
地域要件	全国	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に登録されている者であること。
技術者の工事経験	必要なし	・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が 4,500 万円未満(建築一式工事の場合は 9,000 万円未満)になる場合又は建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JV の場合は、出資割合が 20% 以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。))。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第 26 条第 1 項で規定する主任技術者又は同条第 2 項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事实績	必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
企業の工事規模実績	必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JV の場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。

J R 近接工事	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。
該当なし	

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数			2 者又は 3 者であること。
構成員の組み合わせ			・ 構成員全員が、構成員共通の資格要件を満たしていること。 ・ 代表構成員の資格要件を満たす者 1 者及びその他の構成員の資格要件を満たす者 1 者又は 2 者の組み合わせであること。
結成方法			自主結成であること。
各構成員の出資割合			・ 2 者の場合は、各者 3 0 % 以上であること。 ・ 3 者の場合は、各者 2 0 % 以上であること。
構成員共通の資格要件	技術者の工事経験		・ 左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。(ただし、請負金額が 4, 5 0 0 万円未満(建築一式工事の場合は 9, 0 0 0 万円未満)になる場合又は建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・ 工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(J V の場合は、出資割合が 2 0 % 以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。 <u>以下同じ。</u>)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第 2 6 条第 1 項で規定する主任技術者又は同条第 2 項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
	必要なし		
代表構成員の資格要件	発注種別	鋼橋上部工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
	格付等級	A	
	許可業種	鋼構造物工事業	建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
	地域要件	全国	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に登録されている者であること。
	企業の工事实績		元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
	必要なし		
	企業の工事規模実績		元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(J V の場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。
必要なし			

	J R 近接工事 該当なし	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。
	出資割合	構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合においては、施工能力の大きい者であること。
その他の構成員の資格要件	発注種別	鋼橋上部工事
	格付等級	A
	許可業種	鋼構造物工事業
	地域要件	全国
	企業の工事实績 必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
	企業の工事規模実績 必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(J Vの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
	J R 近接工事 該当なし	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。)

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	令和7年11月5日(水)～ 令和7年12月19日(金)	電子閲覧システム
設計図書等の質問	令和7年11月5日(水)～ 令和7年11月12日(水)	福島県いわき市平字梅本15番地 福島県いわき建設事務所総務部総務課 電話番号 0246-24-6107 電子メール iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp ※設計図書等の質問における電子メールの件名及びファイル名は、「【設計図書等の質問書】工事番号下4桁(会社名)」として提出すること。 ※質問の送付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。

質問の 回答予定	令和7年11月20日（木）	福島県いわき地方振興局出納室ホームページ ※入札書等の提出前に、必ずホームページで 質問回答を確認すること。
入札参加受付	令和7年12月1日（月）～ 令和7年12月2日（火）	・電子入札の場合に限る。 ・電子入札システムへの入力による。
入札書等の 提出	令和7年12月18日（木） 午前9時00分～ 午後5時00分 令和7年12月19日（金） 午前9時00分～ 午後3時00分	・電子入札システムへの入力による。 ※入札書等提出期間は2日間とする。 ただし、最終日の受付時間は午後3時までとする。 ※初日の午後5時以降最終日の9時前に入札書 を提出した場合で、障害等により不着となった 場合、辞退したものとみなしますので、システ ム利用時間内に提出すること。
開札	令和7年12月22日（月） 午前10時00分	開札は公開とする。 福島県いわき市平字梅本15番地 福島県いわき合同庁舎 4階中会議室
落札者の決定 予定日	令和8年1月6日（火）	

※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで(福島県の休日を定める条例
(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。

※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 労働者確保に関する積算方法の試行工事

この工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

8 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行該当工事

この工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年2月7日）を適用し積算している工事である。

（技術管理課 HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/sinsai-fukkou-sekisan.html> 参照）

9 週休2日確保モデル工事

本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』

(技術管理課 HP : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyuufutuka.html> 参照)

の対象工事である。

受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は、発注者指定型である。

10 建設キャリアアップシステム活用工事

本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。(実施要領は、技術管理課 HP を参照のこと)

受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

11 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。(令和8年2月議会付議予定)

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が反社会的な行為等により逮捕されるなど、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

12 その他

その他の詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県いわき地方振興局出納室

電話番号 0246-24-6042

電子メール iwaki.suito@pref.fukushima.lg.jp

※ファクシミリによる問い合わせを希望する場合は、上記電話番号に連絡すること。

〈参 考〉 提出する書類一覧表

提出書類	電子入札対象工事の場合	
	入札参加受付時 (注1)(注2)(注3)(注4)	入札書等提出時
技術提案書	○	
特定建設工事共同企業体協定書 と同一の内容を記録したファイル (特定建設工事共同企業体での 参加の場合のみ)	○	
入札書		システムに入力
見積内訳書		○(注2)
見積内訳総括表(低入札価格調査 事務処理要領様式第6号)		○
工事費内訳書(福島県施工体制事 前提出方式試行要領様式1号) ※郵便入札の場合は同様式及び 同様式を記録したCD-R(追記 型コンパクトディスク)		—
下請工種内訳書(福島県施工体制 事前提出方式試行要領様式2号)		—

※ 電子入札における留意点

- (注1) 入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合（技術提案書の提出がない場合）は任意のファイル（内容は問いません。）を資料として添付してください。
- (注2) 添付するファイル（任意のファイルを添付する場合を除く。）を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。
- (注3) 総合評価方式（標準型）の場合、様式第9号（その1～その2）及び様式第10号の提出時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。
- (注4) 総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。